

関係団体の長 殿

富山県農林水産部長

法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出について

公平で健全な競争環境を構築し、建設業の担い手を育成・確保するため、法定福利費の適切な支払いのための取組の強化が求められている中、取組の実効性を図る観点から、県では、契約締結後に法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出をお願いすることとしました。(取組の概要は下記のとおり)

富山県農林水産部においては、提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費の確認を別添のとおり行うこととしたので、参考までにお知らせします。

記

1 対象工事

富山県農林水産部が発注する全ての工事

2 請負代金内訳書の内容

- (1) 請負代金内訳書には、①工事番号、②受注者の商号又は名称、③工事価格及び④法定福利費（健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）及び雇用保険料のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主負担分）を記載すること。
- (2) 法定福利費の算出に当たっては、国土交通省作成の「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠するなど、適切な方法で算出すること。

3 提出方法

工事請負契約締結後 7 日以内に監督員へメールで提出すること（押印不要。紙提出も可能）。

4 適用

令和 4 年 8 月 15 日以降に入札公告又は入札執行通知を行う建設工事から適用する。

(事務担当)

農林水産企画課経理係
農村整備課技術管理係